

第8回委員会説明資料

(平成30年4月27日開催)

日本の漁業許可制度 について

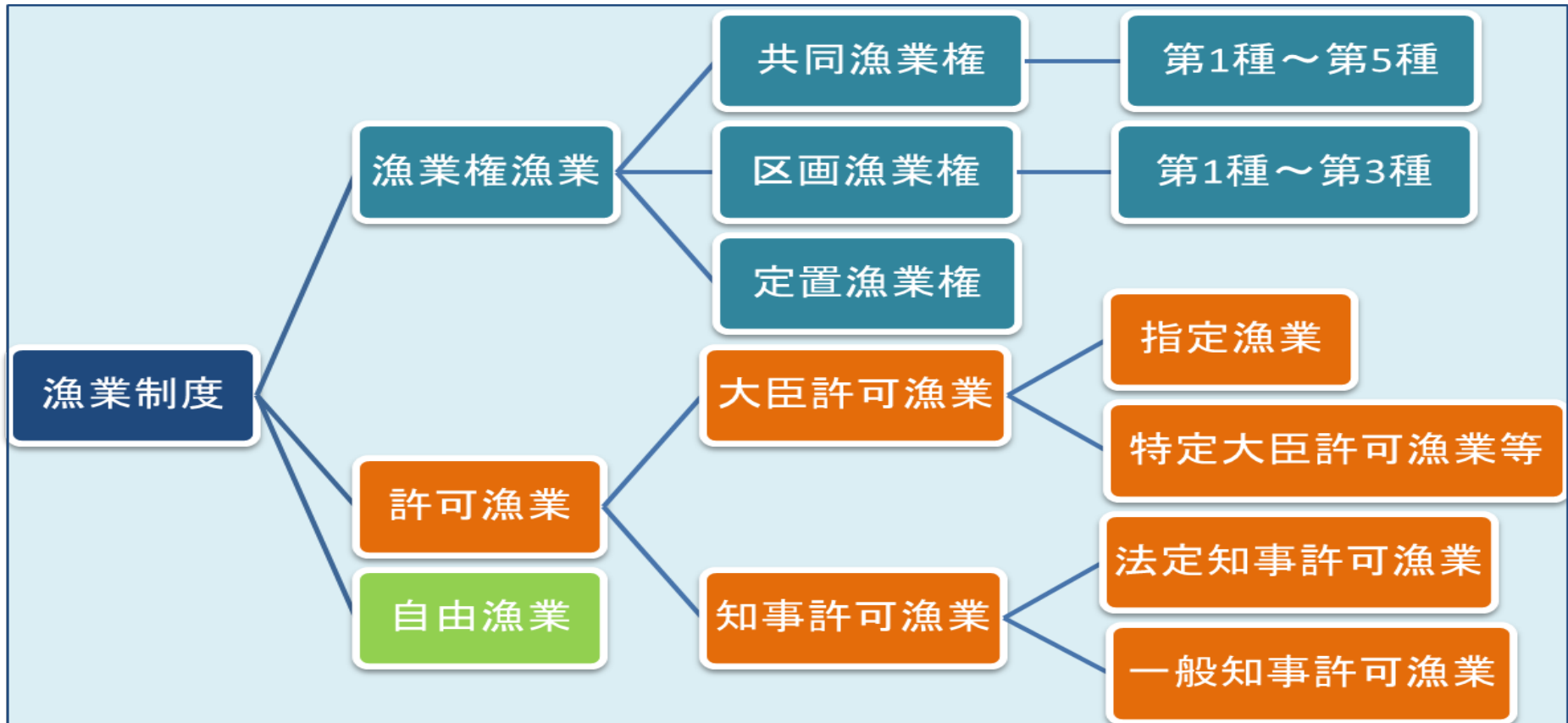
1. 漁業許可の意義

- ◆「許可」とは、法令によって一定の行為が一般的に禁止されている場合に、国又は公共団体の機関が特定の場合にこれを解除し、適法にこれをなすことができるようにする行為をいう。
- ◆「漁業の許可」とは、水産資源の保護、漁業調整の目的から、自由に営むことを一般に禁止し、行政庁が出願を審査して、特定の者に禁止を解除するものであって、本来の自由の回復であるので、他の漁業を排他して独占的に営む漁業権とは、その性格を異にするものである。

以上、金田禎之著「実用 漁業法詳解」

II. 漁業の制度的分類

◆我が国の漁業を制度的に分類すれば、「漁業権漁業」、「許可漁業」及び「自由漁業」の3つに分かれる。



Ⅲ. 許可漁業とは？

◆「許可漁業」とは、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ営むことのできない漁業で、それは「大臣許可漁業」と「知事許可漁業」に分かれる。

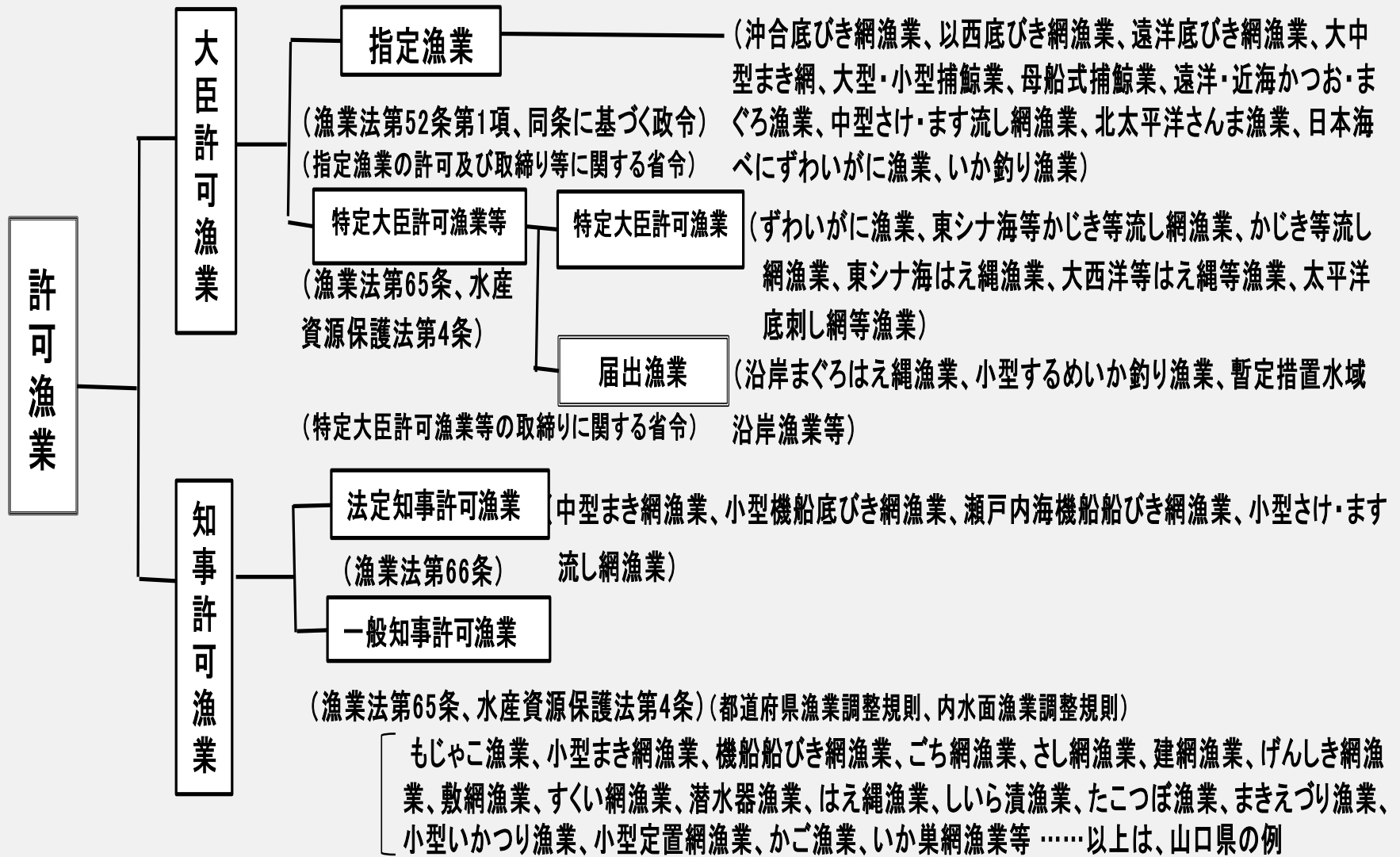
① 「大臣許可漁業」には、指定漁業と特定大臣許可漁業等がある。

- 「指定漁業」は、政令で指定された漁業で、沖合底びき網、以西底びき網、遠洋底びき網、大中型まき網等、13種類がある(第52条)。
- 「特定大臣許可漁業等」は、省令で規定された漁業で、ずわいがに漁業等6種類の「特定大臣許可漁業」と、沿岸まぐろはえ縄漁業等3種類の「届出漁業」がある(第65条)。

② 「知事許可漁業」には、法定知事許可漁業と一般知事許可漁業がある。

- 「法定知事許可漁業」は、大臣が統一的に規制措置をするもので、中型まき網、小型機船底びき網、瀬戸内海機船船びき網等4種類が該当する(第66条)。
- 「一般知事許可漁業」は、都道府県知事が「漁業調整規則」で各種制限措置を講じている漁業で、多種多様な漁業が含まれる(第65条)。

1. 許可漁業の内容



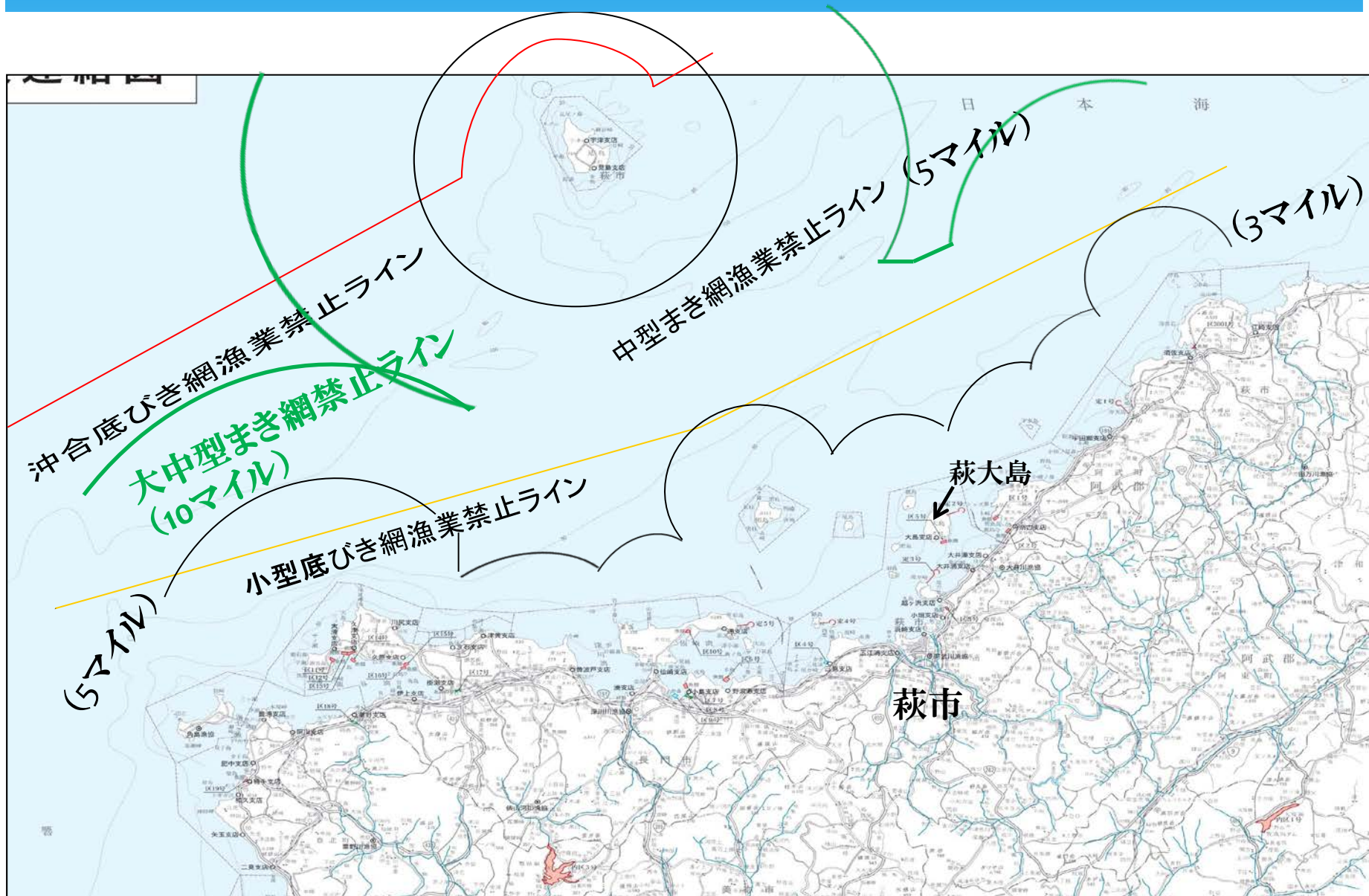
2. 許可漁業の要件 《大臣許可漁業》

- ① 「指定漁業」とは、次の二つの要件を備える漁業について、漁業法第52条第1項により、政令で具体的に指定された漁業。
- ◆ 水産動植物の繁殖保護あるいは漁業調整のため、漁業者及びその使用する船舶について、制限措置を講ずる必要がある漁業であること。
 - ◆ 政府間の取り決め、漁場の位置、その他の関係上、当該措置を統一して講ずることが適当である漁業であること。
- ② 「特定大臣許可漁業」とは、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項に基づき、指定漁業以外で大臣の許可等を要する漁業として、省令（「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令」）で規定された漁業（第1条第2項）。また、「届出漁業」とは、同省令第1条第3項に規定された漁業。

《知事許可漁業》

- ① 「法定知事許可漁業」とは、水産資源の保護培養上、あるいは操業海域が都道府県をまたがり、知事の判断だけに任せることが適当ではないとして、大臣が都道府県ごとの許可隻数の最高限度等を統一的に規制するために指定した漁業（漁業法第66条）。
- ② 「一般知事許可漁業」とは、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項に基づき、都道府県の「漁業調整規則」によって、各種の制限措置が加えられている漁業で、上記①のほか、漁業権漁業や一部の自由漁業を除けば、ほとんどの漁業がこの中に含まれている。なお、共同漁業権の対象になっているものでも、調整上重要な固定式刺網漁業、小型定置網漁業、地びき網漁業等については許可漁業になっている。

IV. 操業海域(山口県日本海側の例)



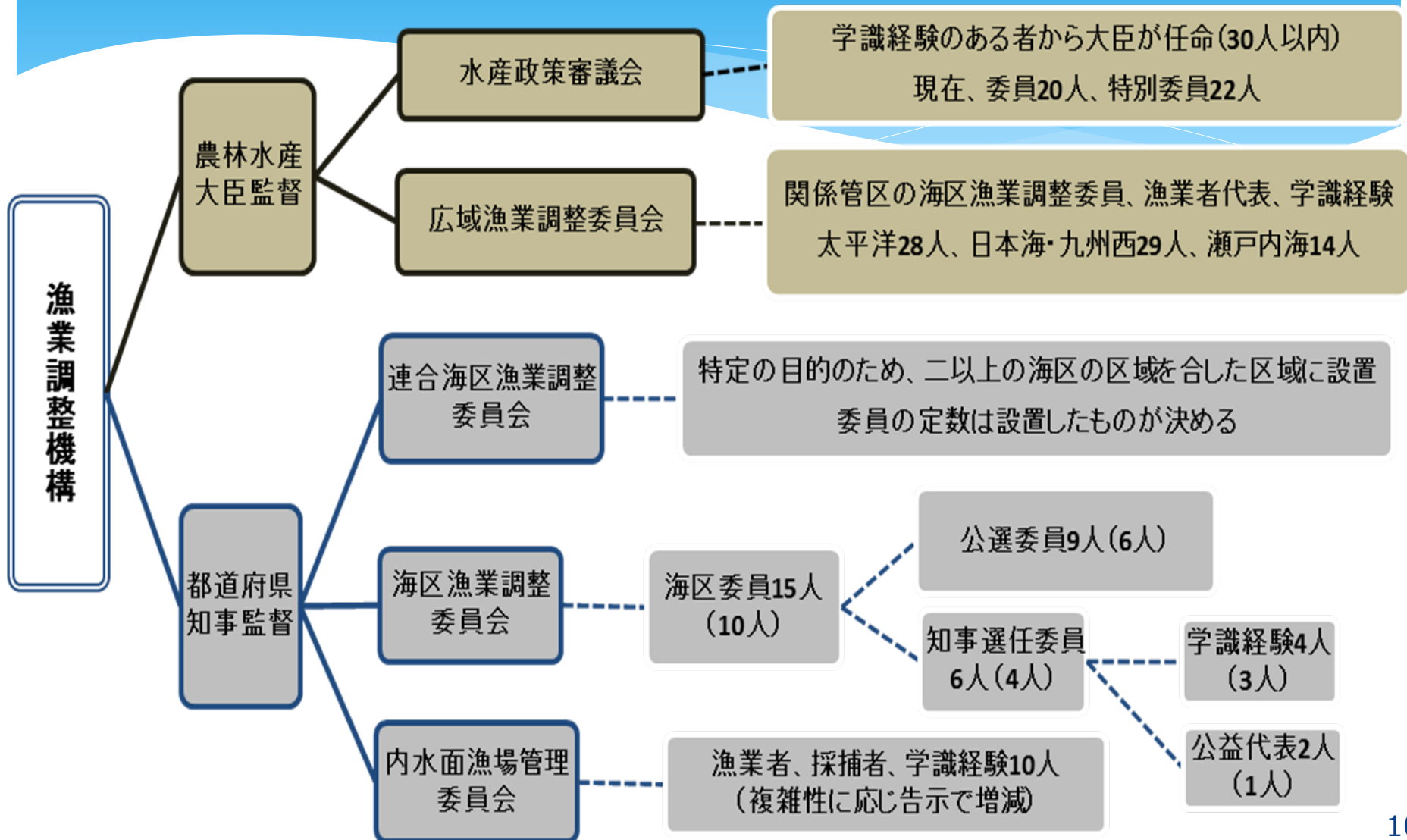
V. 山口県日本海の主な漁業種類の「禁漁期間」

No	区分	漁業種類	禁漁期間	根拠法令
①	大臣許可漁業	沖合底びき網漁業	5/16～8/15	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第17条（操業制限）
②	大臣許可漁業	大中型まき網漁業	なし（但し、時期による操業海域の制限あり）	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第17条（操業制限）
③	法定知事許可漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第1種）	6/1～8/1	山口県漁業調整規則（制限条件）
④	法定知事許可漁業	中型まき網漁業	12/16～3/15	山口県漁業調整規則（制限条件）
⑤	知事許可漁業	やずまきさし網漁業	8/1～9/30	山口県漁業調整規則（制限条件）
⑥	届出漁業	とらふぐはえ縄漁業	(B海域) 浮縄：4/1～11/30 底縄：4/1～8/31	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示

VI. 漁業調整機構

- ◆『漁業法』には、「漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させ、漁業の民主化を図る」(第1条)とあり、この漁業調整機構が戦後の我が国の漁業制度の最大の特色になっている。
- ◆「漁業調整委員会」は、国又は都道府県に設置される行政委員会で、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会の3種類がある(第82条)。
- ◆「海区漁業調整委員会」は、海面(琵琶湖・霞ヶ浦等の指定湖沼を含む)について、大臣が定める64海区に置かれている(第84条)。
- ◆「連合海区漁業調整委員会」は、特定の目的のために、二以上の海区にわたる問題を処理するために、必要に応じて設けられる(第105条)。
- ◆「広域漁業調整委員会」は、都道府県の区域を越える広域的な海域を管轄する組織として、太平洋、日本海・九州西海域及び瀬戸内海の3海域に置かれている(第110条)。
- ◆内水面に対しては、都道府県ごとに「内水面漁場管理委員会」が置かれている(第130条)。

《漁業調整機構の委員構成》



おわり

